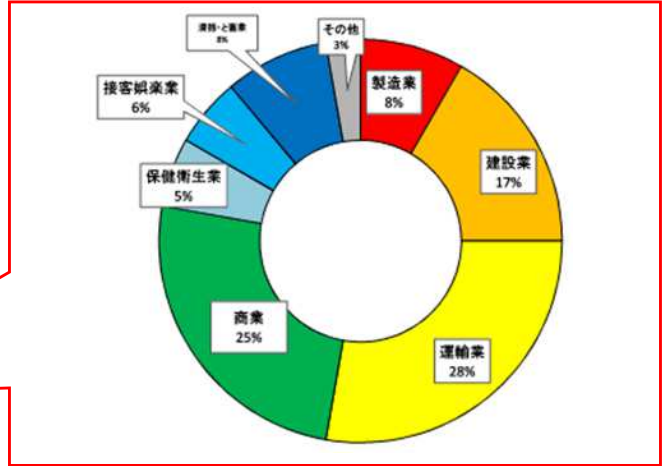


# 敦賀署通信（令和8年4月号）

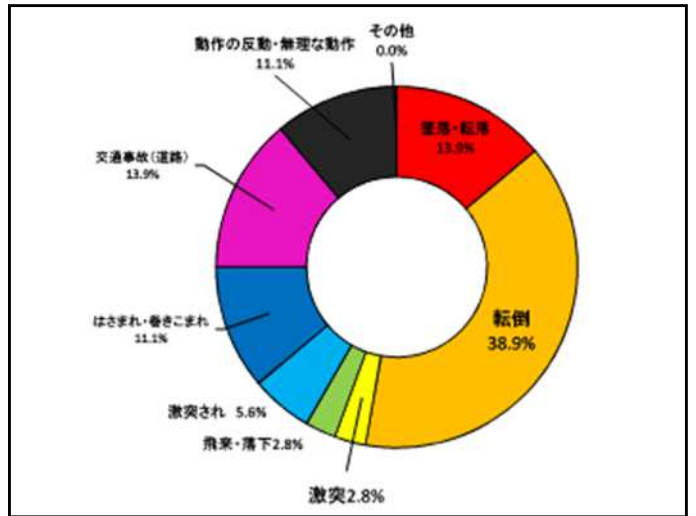
## 敦賀労働基準監督署管内の業種別労働災害発生状況 令和8年速報（対前年同期比較） 令和8年3月末速報

業種	休業4日以上の死傷災害				死亡災害		
	8年	7年	対前年増減	増減率(%)	8年	7年	対前年増減
<b>全産業</b>	<b>36</b>	<b>20</b>	<b>16</b>	<b>80.0</b>			
<b>製造業</b>	<b>3</b>	<b>1</b>	<b>2</b>	<b>200.0</b>			
食品製造業	0	0	±0	—			
繊維工業・繊維製品製造業	0	0	±0	—			
木材・木製品・家具等製造業	0	0	±0	—			
パルプ・紙・印刷・製本業	1	0	1	—			
化学工業	1	0	1	—			
窯業土石製品製造業	1	0	1	—			
鉄鋼・非鉄金属製造業	0	0	±0	—			
金属製品製造業	0	0	±0	—			
一般機械器具製造業	0	0	±0	—			
電気機械器具製造業	0	0	±0	—			
輸送用機械等製造業	0	0	±0	—			
電気・ガス・水道業	0	1	-1	-100.0			
その他の製造業	0	0	±0	—			
<b>鉱業</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>±0</b>	<b>—</b>			
<b>建設業</b>	<b>6</b>	<b>4</b>	<b>2</b>	<b>50.0</b>			
土木工事業	2	1	1	100.0			
建築工事業	1	1	±0	—			
木造家屋等建築工事業	0	0	±0	—			
その他の建設業	3	2	1	50.0			
<b>運輸業</b>	<b>10</b>	<b>3</b>	<b>7</b>	<b>233.3</b>			
鉄道等・道路旅客運送業	3	0	3	—			
道路貨物運送・陸上貨物取扱業	5	3	2	66.7			
その他の運輸交通・港湾運送業	2	0	2	—			
<b>農林・畜産・水産業</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>-1</b>	<b>-100.0</b>			
林業	0	0	±0	—			
<b>商業</b>	<b>9</b>	<b>2</b>	<b>7</b>	<b>350.0</b>			
小売業	7	2	5	250.0			
金融・広告業	0	0	±0	—			
保健衛生業	2	3	-1	-33.3			
社会福祉施設	2	3	-1	-33.3			
接客娯楽業	2	1	1	100.0			
旅館業	0	0	±0	—			
飲食店	1	0	1	—			
ゴルフ場の事業	0	1	-1	-100.0			
清掃・と畜業	3	0	3	—			
ビルメンテナンス業	2	0	2	—			
その他	1	5	-4	-80.0			
警備業	1	3	-2	-66.7			

※ 休業4日以上の死傷災害数は労働者死傷病報告による。死亡災害は死亡災害報告による。



## 令和8年 事故の型別労働災害発生状況



## 今月のトピック

**熱中症対策**に向けた取り組みについて、経済団体に要請しました！

敦賀労働基準監督署は、4月22日（水）に敦賀商工会議所、4月24日（金）に小浜商工会議所を署長が訪問し、熱中症予防に向けた取り組みについて協力を要請しました。

要請では、熱中症の予防に関する積極的な取り組みを推進するため、「**職場における熱中症防止のためのガイドライン**」に加え、厚生労働省で併せて展開している「**熱中症クールワークキャンペーン**」に係る事項を傘下の事業場に周知していただくことをお願いしました。



伊藤敬一専務理事（左）に要請を行う脇本泰守署長（右）



奥東久雄専務理事（左）に要請を行う脇本泰守署長（右）

## 5月は熱中症クールワークキャンペーン期間中です。

## 敦賀労働基準監督署からのお知らせ

令和8年度の**労働保険の年度更新期間**は、**6月1日～7月10日**です。

令和8年度の労働保険の年度更新期間は、6月1日（月）から7月10日（金）となっています。

厚生労働省では、令和8年度の年度更新関係の申告書の書き方についてまとめたパンフレットを公表しております。年度更新は、労働者を雇用する事業主が必ず行わなければならない手続きであり申告期限を過ぎてしまうと、追徴金等が課される場合もあります。

年度更新に向けて早めの準備を行い、更新期間内に漏れなく手続きを行っていただくようお願いいたします！



令和8年度の労働保険に係る情報はこちらから

# 令和7年の敦賀労働基準監督署管内の労働災害発生状況（確定値）を公表します

敦賀労働基準監督署管内（嶺南地域）の令和7年の労働災害発生状況（確定値）は、死亡災害は0件、休業4日以上の死傷災害は136件でした。

死亡災害、死傷災害ともに、前年（令和6年）と比べて減少しています。

業種別でみると、前年に引き続き建設業が27件で最も多く発生しており（前年と件数変わらず）、次いで製造業（前年比3件増加）、運輸業（前年比2件増加）で多く発生している状況です。

一方で、保健衛生業は、大きく減少しています（前年比16件減少）。

事故の型別でみると、

- 1位 転倒（30.9%）（前年比+1%）
- 2位 墜落・転落（22.1%）（前年比+5.8%）
- 3位 動作の反動・無理な動作（13.2%）（前年比+2.3%）

の順で多く発生しています、「転倒」は直近10年以上にわたり、変わらず最多となっており、上位3つの事故の型合計は全体の約2/3を占める状況となっています。

業種別でみると、製造業においては、「転倒」と「挟まれ・巻き込まれ」がそれぞれ約3割を占めている。

建設業においては、「墜落・転落」が約5割を占めており、前年より大きく増加している。

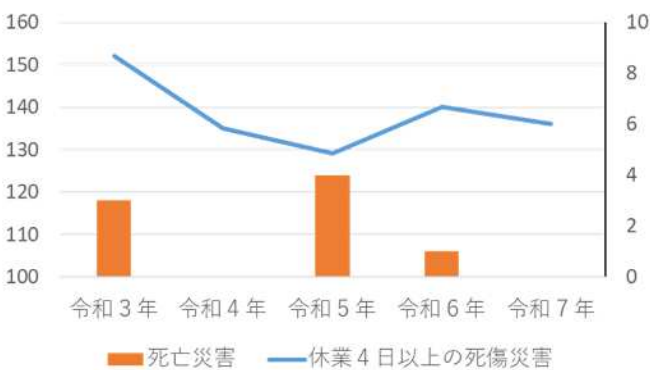
運輸業においては、「墜落・転落」が約5割を占めており、起因物としては動力運搬機（トラック等）となっています。状況となっています。

## 敦賀労働基準監督署管内の令和7年 業種別労働災害発生状況（対前年比較）

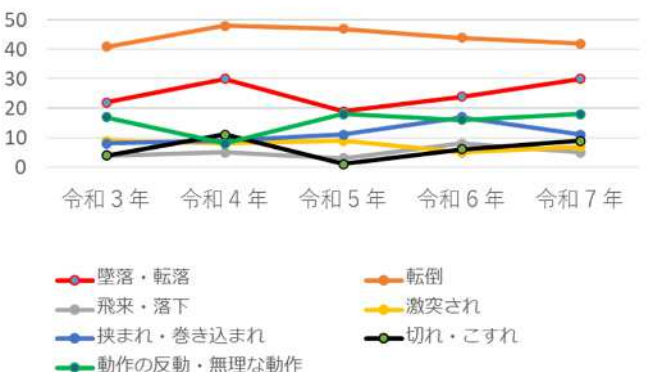
業種	休業4日以上の死傷災害				死亡災害		
	7年	6年	対前年増減	増減率(%)	7年	6年	対前年増減
<b>全産業</b>	<b>136</b>	<b>147</b>	<b>-11</b>	<b>-7.5</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>-1</b>
<b>製造業</b>	<b>23</b>	<b>20</b>	<b>3</b>	<b>15.0</b>		<b>1</b>	<b>-1</b>
食料品製造業	6	5	1	20.0		1	-1
繊維工業・繊維製品製造業	2	1	1	100.0			
木材・木製品・家具等製造業	5	3	2	66.7			
パルプ・紙・印刷・製本業	3	1	2	200.0			
化学工業	2	3	-1	-33.3			
窯業土石製品製造業	0	0	±0	—			
鉄鋼・非鉄金属製造業	0	0	±0	—			
金属製品製造業	0	0	±0	—			
一般機械器具製造業	0	0	±0	—			
電気機械器具製造業	0	3	-3	-100.0			
輸送用機械等製造業	0	1	-1	-100.0			
電気・ガス・水道業	1	0	1	—			
その他の製造業	4	3	1	33.3			
<b>鉱業</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>-1</b>	<b>-100.0</b>			
<b>建設業</b>	<b>27</b>	<b>27</b>	<b>±0</b>	<b>—</b>			
土木工事業	7	9	-2	-22.2			
建築工事業	9	11	-2	-18.2			
木造家屋等建築工事業	2	3	-1	-33.3			
その他の建設業	11	7	4	57.1			
<b>運輸業</b>	<b>21</b>	<b>19</b>	<b>2</b>	<b>10.5</b>			
鉄道等・道路旅客運送業	2	1	1	100.0			
運送用貨物運送・路上貨物取扱業	18	18	±0	—			
その他の運輸交通・地理運送業	1	0	1	—			
<b>農林・畜産・水産業</b>	<b>7</b>	<b>8</b>	<b>-1</b>	<b>-12.5</b>			
林業	3	3	±0	—			
<b>商業</b>	<b>15</b>	<b>17</b>	<b>-2</b>	<b>-11.8</b>			
小売業	9	12	-3	-25.0			
金融・広告業	0	2	-2	-100.0			
保健衛生業	16	32	-16	-50.0			
社会福祉施設	13	24	-11	-45.8			
接客娯楽業	10	4	6	150.0			
旅館業	3	2	1	50.0			
飲食店	6	2	4	200.0			
ゴルフ場の事業	1	0	1	—			
清掃・と畜業	8	5	3	60.0			
ビルメンテナンス業	6	4	2	50.0			
その他警備業	9	12	-3	-25.0			
警備業	5	2	3	150.0			

※ 休業4日以上の死傷災害数は労働者死傷病報告による。死亡災害は死亡災害報告による。

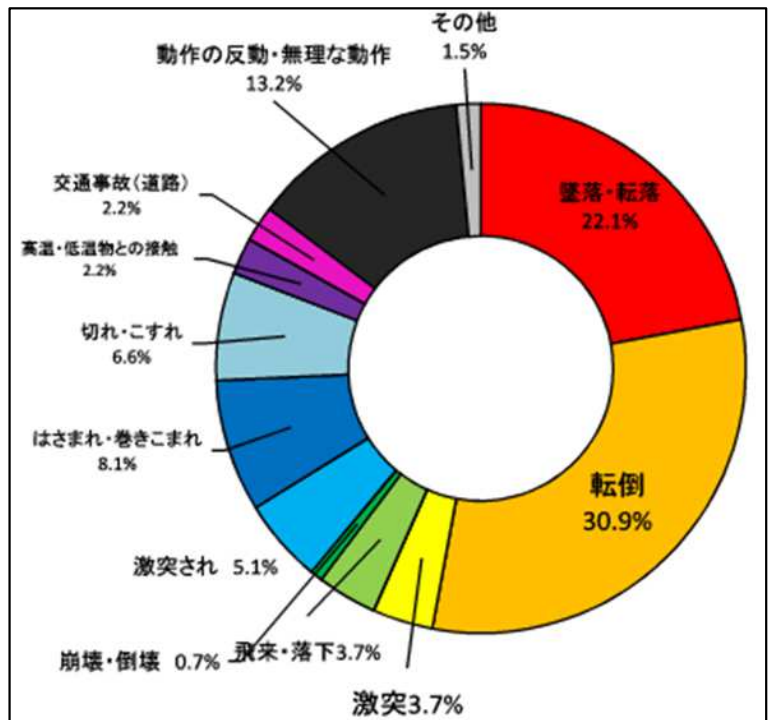
敦賀署管内の労働災害発生状況の推移（令和3～7年）



敦賀署管内の事故の型別労働災害発生状況の推移（令和3～7年）



## 令和7年 事故の型別労働災害発生状況



事業場の規模別で労働災害発生状況を見ると、右図のとおり、全体の約2/3が労働者50人未満の事業場で発生しています。

	～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人～	計
製造業	7	3	2	7	3	1	23
建設業	13	9	2	2	1	0	27
運輸業	3	5	4	8	1	0	21
その他	6	23	10	14	9	3	65
計	29	40	18	31	14	4	136

年齢別労働災害発生状況を見ると、右図のとおり、年齢が50以上の被災者が全体の約6割を占めています。

	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳～	計
製造業	0	4	6	0	5	8	23
建設業	1	5	2	6	9	4	27
運輸業	0	0	2	2	10	6	20
その他	1	8	3	13	12	29	66
計	2	17	13	21	36	47	136

労働災害による休業4日以上死傷者数のうち、高年齢労働者が占める割合は、近年増加傾向にあり、高年齢者の就労が一層進むと予測される中、高年齢者が安心して安全に働ける職場環境の実現が求められています。令和8年4月1日からは、高年者の労働災害防止に向けた措置を講ずることが、労働安全衛生法で努力義務となっており、本年2月には「エイジフレンドリー指針」も公表されていますので、当該指針に基づき皆様の職場で適切な対応をお願いします。特に、施設や設備の改善といったハード対策に加え、高年齢労働者の健康や体力の状況の把握といったソフト対策も講じるよう努めてください。

なお、高年齢労働者の労働災害防止のための設備改善や、専門家による指導を受けるための経費の一部を補助する同取り組みに際しては、「エイジフレンドリー補助金」も是非ご活用ください（令和8年5月1日時点では、受付準備中ですので受付開始までもう少しお待ちください）。

## 実効性のある「リスクアセスメント」の実施に向けて

皆様の職場で「**リスクアセスメント**」を実施したことはありますか？

リスクアセスメントとは、会社にある危険性や有害性の特定、リスクの見積り、優先度の設定、リスク低減措置の決定の一連の手順をいい、労働安全衛生法においても、当該実施に係る規定が設けられています。

我々労働基準監督署の職員は労働災害や事故が発生した会社を訪問し、なぜその災害や事故が起きてしまったのかの原因調査等を行うことがあります。その調査の中では必ず、「**再発防止対策**」について確認させていただいておりますが、「被災者本人の危機感が足りなかったからだ。」、「特に対策を講じるようなこともない。」と言って特段の再発防止対策を講じることなく危険な作業を再開している状況を稀に認める場合があります。また、リスクアセスメントは実施しているものの、当該内容が不適切・十分でない状況を認める場合もあります。

ここでは、**リスクアセスメントを実施する上で忘れがちなこと5選**を紹介します。

皆様の職場でリスクアセスメントを実施する際の一助になれば幸いです。

### 非定常時の作業を見落としをしている（リスクの洗い出しが十分行われていない）

これは、災害や事故発生後に行うというよりは、新たな作業を始める、又は、作業内容を変更する等の場合で発生しがちなものです。

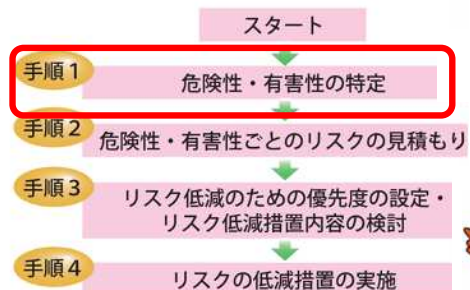
多くのリスクアセスメントは通常作業を前提に行われますが、事故はむしろ非定常作業で発生しやすいのが実態であり、敦賀労働基準監督署管内においても約半数の「挟まれ・巻き込まれ」災害が**非定常時**に発生している状況にあります。

具体的な例を挙げると、設備稼働中に製品が詰まり、当該製品を取り除こうとしたところ手を挟まれ被災するといったものがありますが、非定常作業は作業頻度が低いため、リスクアセスメントを実施する際の「リスクの洗い出し」から漏れてしまいやすく、結果的に作業手順が曖昧で作業個人に強く依存してしまうため、個人判断を誤り、災害や事故に繋がってしまうケースが多いです。

ですので、リスクアセスメントを実施する際は、想定し得る非定常作業についてもリスクとして洗い出すことが大切です（リスクの洗い出しから漏れると、それに対するリスク低減措置を講じることが検討できないため）。

また、非定常作業で機械・設備が関与するケースにおいては、第一にその機械・設備を「**停止**」させることを前提として、対策を検討することが大変重要です（労働安全衛生法施行規則第107、108条においても規定され、罰則も設けられています）。

### リスクアセスメントの基本的な手順



最初が肝心です！



## リスク低減措置の優先順位を考えず、個人保護具に依存してしまう

リスク低減措置として、個人用保護具の使用（保護具、墜落制止用器具等）は最も簡単な方法ですが、この対策は、本質的なリスクそのものは残り続けることになり、また、当該使用も作業個人に委ねられることになるため、リスク低減措置としての不確実性は高くなります。個人用保護具の使用は、最終手段であることを念頭に置き、右図のとおり、リスク低減措置の優先度に基づき措置検討を行うことが大切です。

また、右図の や の措置を講じることを決定したけれども、当該改善に時間を要する場合などは注意が必要です。

この場合には、暫定的な措置も含めて検討し、対応することが求められることとなりますが、どうしても人に依存する対策になってしまうため、「見える化」等の措置は徹底しましょう！（「見える化」の取り組みに際しては、下二次元コードを参考にしてください）

は最終手段です！



## 潜在的な背景要因を考えず対策を検討してしまう

災害や事故が発生した際に、単に、「作業者の不注意」や「ルール違反」として終わらせていませんか？表面的な原因だけに着目しても再発防止にはなりません。

潜在的な背景要因（作業時間の逼迫、人員不足教育不足、作業環境（暑さ、暗さ、騒音等）、設備の使いにくさ等）がないかを十分に確認し、当該要因に対する対策を検討しなければ、再び同様な災害や事故が発生してしまうおそれがあります。例えば、保護具を着用せずに作業したことによる事故の場合、一見するとルール違反が原因のように見えますが、実際には「着用すると作業効率が大きく低下する」、「現場が高温で長時間の着用が困難」、「適切なサイズや性能の保護具が支給されていない」といった事情が潜んでいる場合があります。このような状況では、単に「着用を徹底する」と指示をするだけでは、同様の行動が繰り返され事故に繋がる可能性が高いのです。

重要なのは、これらの要因が単独ではなく、複合的に作用する点にあり、表面上は単純なヒューマンエラーであっても、その背後には複数の問題が絡み合っていることが多いということを念頭に置き、リスクの洗い出し作業を行う必要があるということです。

## 工学的対策後の点検体制を構築していない

リスクアセスメントの結果に基づき、工学的な対策（ガードやインターロック、安全装置）を行って満足していませんか？機械の安全化を進める上で、人間はミスをする（操作するのはあくまで「人」）、機械は故障する、絶対安全は存在しないという3大原則がありますが、工学的な対策を行ったからといって絶対安全はあり得ません。例えば、機械に取り付けていたガード（インターロック機構付き）が故障していたら、誰かが安全装置を解除していたら安全だといえるのでしょうか？

工学的な対策は、「設置して終わり」ではなく、「有効な状態を維持し、機能させる」ことが重要です。そのためには、当該ガードや安全装置の点検項目、時期（頻度）、責任者を明確にした上で点検体制を確立することが求められます。点検体制には、異常時における対応フローなども盛り込み、当然ですが関係労働者に周知・教育を図りましょう。

## リスク低減措置により新たに生じるリスクを評価していない

リスクアセスメントを一過性のものにしていませんか？つまり、「対策＝安全という思い込み」はありませんか？事故防止のために講じたはずの対策が、かえって新たな危険を生み出してしまう場合もある点に注意が必要です。

リスク低減措置は「終わり」ではなく「新たなスタート」です。設備変更や手順変更があった場合には、その状態を前提として再度リスクアセスメントを実施することが求められており、「その対策によって作業がどのように変わるか」「新たに発生する作業はないか」という視点を持ち、加えて、現場での実態確認（導入後の観察やヒアリングを通じた、実際の運用状況の把握）をもって更なる改善を図っていくことが重要です。

PDCAサイクル（計画（P）、実行（D）、C（確認）、A（改善））を回し、実効性のある安全活動を実施しましょう！

参考サイト

事例でわかる職場の  
リスクアセスメント



リスクアセスメント  
導入のための資料集



「見える」安全活動  
コンクール作品



令和5年3月をもって「あんぜんプロジェクト」は終了となり、既存のあんぜんプロジェクトの取組は「SAFEコンソーシアム」においてリニューアルいたしました。